

○氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業保留地販売促進に係る紹介料支給要綱

平成18年4月1日

告示第80号

改正 平成21年9月29日告示第90号

平成22年3月31日告示第52号

平成27年3月11日告示第26号

平成27年8月21日告示第105号

(目的)

第1条 この告示は、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例(平成17年さくら市条例第151号。以下「条例」という。)第2条に規定する氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の保留地販売促進のため、保留地販売促進紹介者(以下「紹介者」という。)が、市(以下「施行者」という。)の作成する広告物等の掲示等を行い、保留地買受希望者を施行者に紹介し、売買契約が締結され、売買代金が全額納入された場合は、施行者は保留地販売促進紹介料(以下「紹介料」という。)を紹介者に支給することにより、保留地の販売促進に資することを目的とする。

(平27告示26・平27告示105・一部改正)

(支給の条件)

第2条 紹介料の支給を受けることができる者は、施行者から紹介者として登録証の交付を受けた者とする。

2 紹介料の額は、当該保留地の売買価格に1,000分の30を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成21年10月1日以後に売買契約を締結した場合は、紹介料の額は、前項の規定により算出した額に6万円を加えた額とする。

4 前2項の規定による紹介料の額には、別に消費税及び地方消費税を加えるものとする。

(平21告示90・平22告示52・平27告示26・一部改正)

(登録の要件)

第3条 紹介者に登録できる者は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する免許を有する者又は法第74条第1項に規定する一般社団法人とする。

- 2 紹介者は、法第2条第4号に規定する宅地建物取引士(以下「宅地建物取引士」という。)を保留地販売促進広告紹介取扱者(以下「取扱者」という。)に選任することができる。

(平27告示26・一部改正)

(登録の申請)

第4条 前条第1項に規定する登録を希望する者で同項に規定する一般社団法人でないものは、保留地販売促進紹介者登録申請書(様式第1号)に法第6条の規定により交付された免許証の写しを添付し、施行者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により申請する者で前条第2項の規定により宅地建物取引士を取扱者に選任する予定があるものは、前項に規定する申請書に当該宅地建物取引士の宅地建物取引士証(法第22条第1項に規定する宅地建物取引士証をいう。)の写しを添付しなければならない。

(平27告示26・一部改正)

(登録証)

第5条 施行者は、登録の申請があった場合において、第3条に規定する要件を審査のうえ適当と認めるときは、保留地販売促進紹介者登録証(様式第2号)を交付し、保留地販売促進紹介者登録者名簿(様式第3号)に登録するものとする。

- 2 施行者は、登録の申請をした者が、第3条に規定する要件に該当しない場合は、保留地販売促進紹介者登録申請却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(紹介者等の責務)

第6条 紹介者及び取扱者(以下「紹介者等」という。)は、その事業所等に施行者が作成する保留地販売促進に係る広告等の掲示等を行い、保留地の販売促進に協力するものとする。

- 2 紹介者等は、保留地買受希望者に対し、いかなる金品も請求してはならない。

(平27告示26・一部改正)

(保留地買受希望者の通知等)

第7条 紹介者は、条例第9条第2項に規定する随意契約による保留地の買受けを希望する保留地買受希望者があったときは、保留地買受希望者紹介通知書(様式第5号)により施行者に通知するものとする。

- 2 紹介者は、前項の規定により施行者に通知した保留地買受希望者が売買契約を締結し、売買代金を全額納入した上で保留地引渡通知書(氏家都市計画事業上阿久津台地区画整理事業保留地処分に関する規則(平成17年さくら市規則第130号)第9条第1項の規定により市長が買受者に売買土地を引き渡す場合に市長が当該買受者に通知する文書をいう。以下この項において同じ。)の交付を受けた場合は、保留地引渡報告書(様式第6号)に当該

保留地引渡通知書の写しを添えて施行者に提出しなければならない。

(平27告示26・平27告示105・一部改正)

(保留地販売促進紹介料の交付決定)

第8条 施行者は、前条第2項に規定する報告があった場合は、内容を精査の上、当該紹介料の交付決定を行うものとする。

2 施行者は、紹介料の交付決定をした場合は、保留地販売紹介料決定通知書(様式第7号)により当該紹介者に通知するものとする。

(平27告示26・平27告示105・一部改正)

(請求)

第9条 紹介者は、紹介料の交付決定の通知を受けた場合は、保留地販売促進紹介料請求書(様式第8号)を施行者に提出するものとする。

(保留地販売促進紹介料の支払)

第10条 施行者は、前条の規定により紹介者より保留地販売促進紹介料請求書の提出があった場合は、速やかに紹介料を支払うものとする。

(変更届)

第11条 紹介者は、交付された登録証の記載内容に変更が生じたときは、登録事項変更届(様式第9号)により届け出るものとする。

2 施行者は、前項の規定により届け出られた場合は、速やかに保留地販売促進紹介者登録者名簿の修正を行うとともに、当該保留地販売促進紹介者登録証を再交付するものとする。

(平27告示26・一部改正)

(登録の取消し)

第12条 紹介者は、第3条に規定する登録の要件に該当しなくなったときは、保留地販売促進紹介者登録取消届出書(様式第10号)により、登録の取消しを届け出るものとする。

2 施行者は、紹介者等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消しをすることができる。

(1) 故意又は過失により市及び保留地処分の関係人に損害を与えたとき。

(2) 第6条に規定する責務に反したとき。

(3) その他施行者が特に登録の取消しが必要と認めたとき。

3 施行者は、第1項に規定する登録取消しの届出があった場合及び前項の規定により登録の取消しを行う場合は、保留地販売促進紹介者登録取消通知書(様式第11号)により当該紹介者に通知するものとする。

(平27告示26・一部改正)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、施行者が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文(平成21年9月29日告示第90号)抄
平成21年10月1日から適用する。

改正文(平成22年3月31日告示第52号)抄
告示の日から適用する。

改正文(平成27年3月11日告示第26号)抄
平成27年4月1日から適用する。

改正文(平成27年8月21日告示第105号)抄
平成28年4月1日から適用する。